

話題の発掘 ニュースの追跡

①インターネット中継で公権力の乱用に警鐘を鳴らすエドワード・スノーデン氏=2017年10月、大津市で
②昨年9月、レバノンの首都ベイルートで、病院に搬送される通信機器爆発の負傷者=ロイター・共同



特報

「対外情報機関の設置」自維合意

自民党と日本維新の会が、連立合意で徹底を図るとした外国人スパイへの対応。「スパイ防止法」制定による取り締まりは、国民全体の監視につながる危険性が指摘されるが、問題はそこだけではない。合意には「対外情報機関の設置」も盛り込まれ、日本が主体的にスパイ活動に関わることも視野に入れている。日本が国際的なスパイ活動に踏み込めば、平和国家の理念と根本的に矛盾することになりかねない。

(中根政人)

スパイ防止 スパイ解禁

表裏一体?

「検討する論点は、司令塔機能の強化、対外情報機関の設置、カウンターインテリジェンス(防諜)の能力強化の3点だ」。11月21日に開かれた自民党のインテリジェンス戦略本部。本部長を務める小林鷹之政調会長は会合の冒頭、国家の安全や国益の確保に向けて政府のインテリジェンス(情報活動)機能の大幅な拡充の必要性を強調した。

スパイ防止法の制定につながる「インテリジェンス・スパイ防止関連法制」の法案策定や成立を意味する。スパイ防止法を巡っては、外国のスパイ活動の取り締まりにとどまらず、市民活動の監視強化につながる懸念が指摘されてきた。だが、野党にも制定に前向きな動きが目立つ。参政党は11月25日に関連法案を国会提出。外国勢力に特定秘密を漏らした場合は罰則強化などを求めた。翌日には国民民主党も、外国の利益を図る目的での活動に関する届け出制度創設などを盛り込んだ法案を提出した。ここで気になるのは、「対外情報機関の設置」だ。自民と維新の合意文書には「2027年度末までに独立した対外情報庁(仮称)を創設する」とある。これは何を意味するのか。維新は、政策文書で具体案を示している。同党の安全保障調査会などが、高市内閣発足前の10月1日に発表した中間論点整理では、対外情報庁の機能を「諜報」「防諜」「非公然活動」の三つと規定。活動対象は非軍事領域だが、組織の位置付けは米中央情報局(CIA)や英秘密情報局(MI6)を参考とし、組織構成はCIAにならって「総務班」や「工作班」「分析班」などを置くとしている。人員はプロパー職員で構成すると明記した。

非公然活動 国内外で人権侵害恐れ 平和憲法と相反

維新の論点整理の文書からは、日本政府が国内外でスパイ活動を解禁すると読める。「対外情報機関」とは、国際社会ではいわゆるスパイ組織のこと。しかも、「非公然活動」を指す「Cover action」(コバート・アクション)は、一般的には「秘密工作」と訳されることが多く、非合法の活動も排除されていない。維新の前原誠司安保調査会長は記者会見で「対外情報庁(の設置)が一番大きな柱だと思っ



自民党のインテリジェンス戦略本部であいさつする小林鷹之政調会長(左)=11月21日、東京・永田町の党本部で

ている」と前のめりな姿勢を示した。一方の高市早苗首相は就任前の今年5月、当時会長を務めていた自民の治安・テロ・サイバー犯罪対策調査会の会合で、対外情報機関が存在する国のような「スパイの交換」ができない日本の現状を紹介。日本政府によるスパイ活動解禁の必要性を示唆していた。11月26日の党首討論では、スパイ防止法について「今年検討を開始し、速やかに法案を策定することを考えている」と意気込んだ。世界各国の対外情報機関としては、米CIAや英MI6のほか、イスラエルの対外特務機関モサド、ロシアの対外情報局(SVR)、中国の国家安全部、韓国の国家情報院などが知られる。日本にはこれらのような対外情報機関が存在せず、海外での情報収集活動は限定的な範囲で実施されている。日本では戦前、憲兵隊や特別高等警察(特高)が反政府的な市民の監視に取り組み、諜報員を養成する陸軍中野学校も存在した。治安維持法なども含めた軍国主義の体制は、国民の弾圧を招いたとして、戦後はこうした組織が復活することはなく、日本は国際的な「スパイ戦」に参加してこなかった。スパイの歴史や現状に詳しい東京工科大の落合浩太郎教授(安全保障、インテリジェンス)は、日本でも防諜政策が必要との立場だが、対外情報庁については「設置をすればすぐに情報が取れると思っただけの幻想だ」と訴える。落合氏は、日本政府が海外などでのスパイ活動に乗り出す場合には、専門人材の養成や政治家の情報分析力の向上が不可欠になると説明。「非公然活動」については「誰もやったことがない。そもそも従事できる人がいるのか。誰が教えるのか。政府にそこまでやる覚悟が本当にあるのか」と揶揄する。対外情報機関は、政治的な工作活動にも「暗躍」してきた。米CIAは冷戦時、チリの軍事クーデターやイランのモサデク政権が崩壊したクーデターなどに関与。イランのクーデターには、英MI6も関わったとされる。最近では、イスラエルのモサドは、2024年9月に起きた親イラン民兵組織ヒズボラの戦闘員らが所有していたボケッテルなど通信機器の爆発による死傷事件に関与したことを認めた。国家による監視活動に詳しいカナダ在住の社会学者でジャーナリストの小笠原みどり氏は、米国の大量監視の実態を暴いた米CIA元職員エドワード・スノーデン氏にインタビューしたことで知られる。世界各国の対外情報機関の活動について「国家機密という『闇』に守られているため、外部からの検証が一切入らず、民主主義の『番外地』として扱われている」と解説。「スパイ防止と言っ場合、それはスパイをつくるということだ」と強調する。01年の米中核同時テロ以降、諜報活動や監視活動は社会のデジタル化の進展もあって高度化し、国際的な通信網となっている海底ケーブルなどが「主戦場」になっていると分析。その上で「データを無差別に抽出し、全ての人が容疑者という形で情報を集めている。監視活動は延々と続き、終わることがない」とする。日本がスパイ活動に踏み込んだ場合には「データ収集は、戦前の規模とは比べものにならない」と警告する。憲法問題に詳しい伊藤真弁護士は、日本がスパイ活動を解禁すれば、諸外国の主権侵害や国内外の市民の人権・プライバシーの侵害、思想の弾圧などにとどまらず、日本特有の問題が生じると指摘する。「日本の憲法は、人権保障と『政府に戦争をさせない』ことの2点を立憲主義の目的としたことに特徴がある。だがスパイ活動は、戦争を行っことを前提に、敵の存在を想定した取り組みだ。日本を『戦争ができる国』から『戦争をす国』へ一気に変容させてしまっ」

伊藤氏はその上で、スパイ防止法など国家の情報活動を強化するための法整備を掲げる高市政権に対してこそ、国民の「監視の目」が重要になると説く。「戦争を前提とした準備の延長線上にどのような社会が待っているのか。私たちはしっかりと想像していかなければならな